

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
（ 公 印 省 略 ）

栄養士法施行令等の一部を改正する政令及び栄養士法施行規則等の一部を改正する省令
の公布について（公布通知）

栄養士法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 218 号。以下「政令」という。）
及び栄養士法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 107 号。以下「省
令」という。）が別添 1 及び別添 2 のとおり令和 8 年 6 月 25 日に公布されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、関係者
へ周知いただきますよう、よろしくお願いします。

記

1 政令の概要

戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 9 号。以下「改正戸籍法施行
規則」という。）において、特定の地域（台湾及びパレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガ
ザ地区））の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を届書及び戸籍に記載する
ことができるものとされたことに伴い、栄養士、管理栄養士、調理師及び製菓衛生師（以下
「栄養士等」という。）の名簿の登録事項である「国籍」を「国籍等」とし、日本国籍を有
しないもののうち、当該地域の法を本国法とする者については、当該地域を栄養士等の名簿
に登録することができることとする。

2 省令の概要

改正戸籍法施行規則に合わせて、栄養士等の免許の申請書等の記載事項である「国籍」
を「国籍等」とし、日本国籍を有しないもののうち、当該地域の法を本国法とする者につ
いては、当該地域を免許の申請書等に記載することができることとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

この政令及び省令については、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(2) 経過措置

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 留意事項

都道府県が所管する栄養士、調理師及び製菓衛生師に係る手続のうち、法令上は「国籍」の記載を求めているものについても、都道府県の運用により申請書等で「国籍」の記載を求めている場合には、改正戸籍法施行規則や今回の法令改正の趣旨を踏まえて、柔軟な対応をお願いしたい。